平成２５年（フ）第６８号
宮城県遠田郡美里町字峯山８番地158　県営峯山住宅421号
債務者　鎌田　黎子
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第１０４号
秋田市旭南１丁目15番１－３号
債務者　渡邊　純司
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０５号
秋田市旭南１丁目15番１－３号
債務者　渡邊　ゆき
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８号
秋田県大仙市蛭川字石山下18番地
債務者　佐藤　卯月
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（フ）第１９号
秋田県仙北郡美郷町金沢字茨島222番地１
債務者　高橋　　勉
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（フ）第６６号
福島市南矢野目字上戸ノ内21番地の３　上戸ノ内貸家６
債務者　佐藤　節子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第１４３号
茨城県結城郡八千代町大字蕗田599番地５
債務者　三上　州明
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第６８号
群馬県みどり市笠懸町鹿3158番地１　田村ハイツＡ―106
債務者　澤田　貞治
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第６９号
群馬県みどり市笠懸町鹿3158番地１　田村ハイツＡ―106
債務者　澤田　久恵
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第４５１号
千葉県船橋市前原東２丁目18番19号　シティクレスト津田沼213号
債務者　荒木　規雄
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５１８号
千葉市美浜区高浜１丁目12番１棟504号
債務者　川又ヨシエ
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５４９号
千葉県船橋市高野台４丁目15番12号
債務者　尾﨑　幸雄
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５６４号
千葉県市原市五井6379番地１　ネオサカエハイツＢ103
債務者　加藤　奈美（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２３０号
新潟市中央区南浜通１番町372番地16　アメラックスビル503号
債務者　長谷川久美
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３５号
新潟市北区木崎2234番地３　佐藤方、前住所高知県高知市長浜宮田2000番地　11号東
債務者　五十嵐剛紹
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３８号
新潟市東区岡山97番地３　寿荘201号
債務者　高橋百合子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４７号
新潟市北区早通北５丁目１番34―55号
債務者　清野　　謙
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８８号
金沢市京町20番３号　公益社団法人石川勤労者医療協会城北病院、住民票上の住所金沢市間明町１丁目217番地
債務者　佐久間正博
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
金沢地方裁判所